

記者発表（発表）				
月／日（曜日）	担当課・係	T E L	発表者名	その他 配布先
1 月 17 日（金）	文化財課 文化財班	（内線）5762 （外線）078-362-3783	課 長 山下 史朗 副課長 甲斐 昭光	文化庁 新温泉町 香美町 西宮市

民俗文化財の指定・登録について

1 発表概要

国の文化審議会（会長 さとうまこと 佐藤信）は、令和2年1月17日（金）開催の同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、民俗文化財の指定・登録について文部科学大臣に答申する予定です。

兵庫県関連では、「因幡・但馬の麒麟獅子舞」が重要無形民俗文化財に指定され、「武庫川女子大学近代衣生活資料」が登録有形民俗文化財に登録されますのでお知らせします。

2 新たに指定される無形民俗文化財

名 称	所有者	所在地
因幡・但馬の 麒麟獅子舞	但馬地域麒麟獅子舞保存会 無形民俗文化財「因幡の麒麟獅子舞」 連合保存会	美方郡新温泉町・香美町 鳥取県鳥取市、岩美郡岩美町 八頭郡八頭町・若桜町 智頭町東伯郡湯梨浜町

3 新たに登録される有形民俗文化財

名称及び員数	所有者	所在地
武庫川女子大学 近代衣生活資料 9,092点	学校法人武庫川学院	西宮市池開町137

4 兵庫県内の国指定の民俗文化財

種 別	現在指定数	新規指定	合計	指定後の国指定件数
重要有形民俗文化財	7	0	7	223
重要無形民俗文化財	7	1	8	318

※ 本県での重要無形民俗文化財指定は平成24年3月の「坂越の船祭」（赤穂市）以来で、但馬地方では、平成元年3月の「但馬久谷の菖蒲綱引き」（新温泉町）以来となります。

5 兵庫県内の国登録の民俗文化財

種 別	現在指定数	新規指定	合計	指定後の国登録件数
登録有形民俗文化財	1	1	2	45

※ 本県での有形民俗文化財登録は平成25年3月の「播州三木の鍛冶用具と製品（624点）」（三木市）以来で、阪神地区では初めてとなります。

3. 因幡・但馬の麒麟獅子舞

(1) 文化財の所在地

鳥取県鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡八頭町・若桜町・智頭町、東伯郡湯梨浜町

(2) 保護団体

兵庫県美方郡新温泉町・香美町
無形民俗文化財「因幡の麒麟獅子舞」連合保存会、但馬地域麒麟獅子舞保存会

(3) 公開期日

神社祭礼日ほか

(4) 文化財の概要

①文化財の特色

本件は、他地域にはみられない麒麟を想起させる頭を用いた獅子舞である。頭の形状のみならず、^{しょうじょう}猩々を伴う点や、重厚な舞ぶりなどにも特色を有している。特定地域内に濃密な分布をみせ、獅子舞の変遷の過程を考える上でも重要である。

②文化財の説明

本件は、鳥取市を中心とした鳥取県東部から兵庫県北西部にかけて分布する獅子舞である。各地域の春夏秋の神社祭礼で多く行われるが、^{はつまつ}初午や正月に行うところもある。

本件は、中国の想像上の霊獣麒麟を想起させる頭を用い、頭に付いたカヤ（蚊帳）と呼ぶ胴幕に二人が入って舞う二人立ちの獅子舞である。頭は、前後に細長く頭頂に一本の角がある形状をしている。獅子には、赤い仮面を着け、腰から瓢箪を下げ、「棒」^{しゅぼう}「朱の棒」などと言う棒を持った猩々と呼ぶ役が付く。

神社祭礼においては、獅子は神幸に加わり、あるいは単独で、神社境内や御旅所などの所定の場所で「本舞」「本練り」などという本式の舞を舞い、加えて氏子の家々を巡って「門舞」^{かどまい}「門練り」^{かどね}などと呼ぶ短い舞を舞う。「キザミ」「スネオリ」「クネリ」などの名前が付いた動作があり、これらの動作を組み合わせた動作の型の繰り返しから獅子舞は構成されている。囃子は太鼓、笛、鉦で構成されることが多く、獅子は囃子にあわせ、地を這うようにゆっくり頭を回したり、ひねったり、伸びあがるように頭を上げたりして舞う。



しもあじの
【下味野神社の麒麟獅子舞（鳥取県鳥取市）】



よろい
【鎧麒麟獅子舞（兵庫県香美町）】

語句説明

麒麟獅子舞（きりんししまい）

鳥取藩主池田光仲が、慶安3年（1650年）に鳥取の樗谷（おうちだに）に日光東照宮の御神霊を祀る鳥取東照宮を建立し、承応元年（1652年）に、祭礼行列で登場する神楽獅子の頭を麒麟に変え、麒麟獅子舞を登場させたのが始まりとされる。

これは、池田光仲が曾祖父徳川家康のような立派な政治を行うことの決意表明であり、自身が家康の曾孫であることを知らしめるためだったと考えられている。

東照宮の祭礼には必ず麒麟獅子舞が登場することから、因幡一円及び但馬地方、鳥取からの移住者の多かった北海道釧路市や利尻町にも広がった。

麒麟（きりん）

優れた政治を行うとその徳を慕って出現するとされる中国の想像上の動物。

猩々（しょうじょう）

獅子のあやし役。能の「猩々」に登場する中国の想像上の動物で、能を愛好した光仲が能からヒントを得て取り入れたと考えられている。



写真 1 宇都野神社麒麟獅子舞



写真 2 宇都野神社麒麟獅子舞



写真 3 宇都野神社麒麟獅子舞



写真 4 居組麒麟獅子舞



写真 5 居組麒麟獅子舞

写真は、すべて香美町教育委員会提供



写真 6 鎧麒麟獅子舞



写真7 鎧麒麟獅子舞



写真8 鎧麒麟獅子舞

新温泉町

県指定

番号	種別	指定年月日	名	所有者(管理者)	所在地
1	無民	昭47.3.24	麒麟獅子舞	宇都野神社麒麟獅子保存会	新温泉町浜坂 宇都野神社
2	無民	昭49.3.22	居組の麒麟獅子舞	居組麒麟獅子保存会	新温泉町居組 大歳神社
3	無民	昭53.3.17	三尾の麒麟獅子舞	三尾麒麟獅子保存会	新温泉町三尾 八柱神社・三柱神社

町指定

番号	種別	指定年月日	名	所有者(管理者)	所在地
4	無民	昭55.5.20	千谷麒麟獅子舞	千谷麒麟獅子舞保存会	新温泉町千谷 秋葉神社・三宝荒神
5	無民	昭57.5.1	福富麒麟獅子舞	福富麒麟獅子舞保存会	新温泉町福富 三柱神社
6	無民	昭60.3.1	諸寄麒麟獅子舞	諸寄麒麟獅子舞保存会	新温泉町諸寄 為世永神社
7	無民	昭61.3.31	栃谷田君麒麟獅子舞	栃谷田君麒麟獅子舞保存会	新温泉町栃谷・田君 蔵島神社・長田神社
8	無民	昭61.3.31	和田麒麟獅子舞	和田麒麟獅子舞保存会	新温泉町和田 八柱神社
9	無民	昭61.3.31	七釜麒麟獅子舞	七釜麒麟獅子舞保存会	新温泉町七釜 山宮神社

香美町

町指定

番号	種別	指定年月日	名	所有者(管理者)	所在地
10	無民	平6.12.1	鎧麒麟獅子舞	鎧麒麟獅子舞保存会	香美町鎧 十二社神社

番号	種別	指定年月日	名 称	所有者（管理者）	所在地	舞い方	狸々	笛	太鼓	鉦	銅拍子	由 来
1	県	無民 昭47.3.24	宇都野神社獅子舞 7月第3日曜・月曜（海の日） 10月8日	宇都野神社獅子舞保存会	美方郡新温泉町延坂	二頭舞	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○	文化14年(1817)銘の獅子頭有り
2	県	無民 昭49.3.24	居組獅子舞 10月9日	居組獅子舞保存会	美方郡新温泉町居組	一頭舞	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○	詳細不明
3	県	無民 昭53.3.1	三毛獅子舞 10月9日	八柱神社・三柱神社	美方郡新温泉町三尾	〃	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○	天明・天保・享保の鉦鐘で奉納
4	町	無民 昭55.5.20	千谷獅子舞 4月17日・9月19日	秋葉神社・三宝神社	美方郡新温泉町千谷	〃	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○	江戸時代末宇都神社より伝。明治25年獅子頭製作
5	町	無民 昭57.5.1	福富獅子舞 9月28日	三柱神社	美方郡新温泉町福富	〃	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○	詳細不明
6	町	無民 昭60.3.1	諸寄獅子舞 7月14日・15日	為世永神社	美方郡新温泉町諸寄	二頭舞	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○	一時途絶えていた。宇都野神社より習って復活。
7	町	無民 昭61.3.3	栃谷田獅子舞 10月13日	厳島神社・長田神社	美方郡新温泉町栃谷	一頭舞	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○	詳細不明
8	町	無民 昭61.3.3	和田獅子舞 10月3日	三柱神社	美方郡新温泉町和田	〃	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○	明治24年獅子頭新調銘有
9	町	無民 昭61.3.3	七釜獅子舞 9月29日	山宮神社	美方郡新温泉町七釜	〃	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○	明治33年獅子頭新調銘有
10	町	無民 平6・12・1	鐘獅子舞 10月5日	十二社神社	美方郡香美町鐘	〃	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○	明治45年山陰線開通により奉納。岩美町陸上より習う。

【登録有形民俗文化財の登録】

1. 武庫川女子大学近代衣生活資料

- (1) 所有者 がっこう ほうじん む こ がわ がく いん 学校法人武庫川学院 (武庫川学院芸術館保管)
- (2) 所有者の住所 ひょうご けん に し の み や し い け び ら き ち ょ う 兵庫県西宮市池開町 137
- (3) 員数 9, 092点
- (4) 文化財の概要

①文化財の特色

本件は、明治・大正・昭和時代のハレの日の着衣を中心とする衣生活資料で、色彩や文様、素材などを通して、各時代の衣類の流行や世相を読み取ることができるとともに、文明開化と染織技術の革新を契機に近代以降、新たに展開する日本人の衣生活の様相を窺うことができる。また、着装や着物製作の実態を示す資料として、関連資料と教育資料が併せて収集されており、我が国における衣料や衣生活の変遷を理解する上で貴重である。

②文化財の説明

兵庫県西宮市にある学校法人武庫川学院が所蔵する、明治から昭和にかけての着物を中心とする衣類とその関係資料である。平成7年の阪神・淡路大震災で罹災した家々から寄贈された衣類を基礎に、武庫川女子大学が更なる収集と研究を続けて現在に至るもので、関西地方とくに阪神間を主な収集域とする。着物類、着物の装着に用いた小物類や外出時の服飾小物などの関連資料、和裁用の教育資料の3つの資料群から構成され、着物類は、ながぎ 長着やはおり 羽織、じゅばん 襦袢、はかま 袴、おび 帯などがあり、なかでも女性の華やかな礼装や外出着が充実している。関連資料は、はんえり 半衿やおび 帯締め、はおりひも 羽織紐などの小物類をはじめ、袋物や履物、裁縫道具、化粧道具などである。教育資料は、女子専門学校や技芸学校で使用された雛型や縫い見本、図案などで、戦前期までの女子教育の内容と衣生活の基礎をなす着物の製作方法がわかる資料である。



【礼装・帯・小物類】



【外出着・帯】

語句説明

長着（ながぎ）

足首あたりまである丈の長いきもの

羽織（はおり）

防寒・礼装などの目的から、長着・小袖の上にはおって着るきもの

襦袢（じゅばん）

和服用の下着

袴（はかま）

下半身にはく和服

帯（おび）

着物の上から腰の上に巻いて結ぶことで着物を体に固定させる、幅広で紐状の装身具

半襟（はんえり）

襦袢に縫い付ける替え衿

帯締め（おびじめ）

帯を固定するのに用いる紐

羽織紐（はおりひも）

羽織の胸元が開かないように結んで留める紐

袋物（ふくろもの）

革、布、合成繊維などで作られた、和装用の入れ物類





03 おしゃれ着2



04 子供

【資料】答申が行われる重要文化財の概要

1 「民俗文化財」とは

民俗文化財は、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第2条第1項第3号）と定義されている。

なお、有形・無形の民俗文化財のうち特に重要なものを「重要有形民俗文化財」、「重要無形民俗文化財」に指定して保護を図っている。（文化財保護法第78条）

なお、無形民俗文化財保護の流れは以下のとおりである。

昭和25年 文化財保護法が制定

昭和29年 文化財保護法が改正され、無形の民俗資料の選択制度を創設

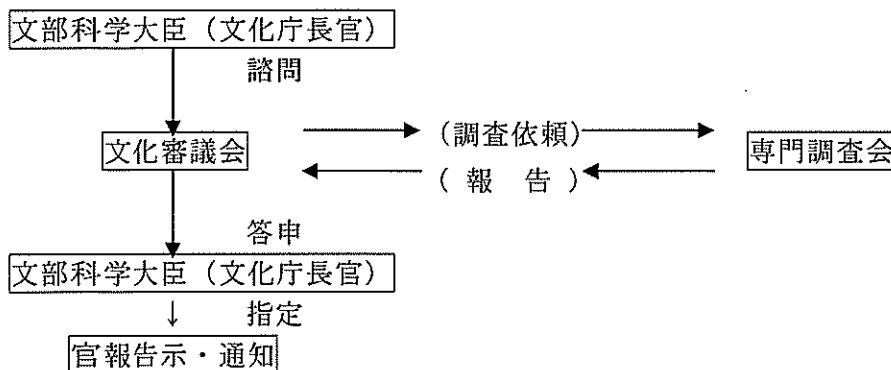
昭和50年 文化財保護法が改正され、民俗資料を民俗文化財に改め、重要無形民俗文化財の指定制度を創設

2 重要有形・無形民俗文化財の指定等

国は、有形、無形の民俗文化財のうち、特に重要なものを「重要有形民俗文化財」、「重要無形民俗文化財」に指定し、その保存を図るとともに、重要有形民俗文化財以外の有形民俗文化財のうち、保存・活用のための措置が特に必要とされるものを「登録有形民俗文化財」に登録しています。また、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に記録作成などを行う必要があるものを「記録作成などの措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択しています。

3 指定・登録・選択の流れ

○有識者で構成する文化審議会の「専門調査会」における専門的な調査検討を受け、文化審議会が文部科学大臣に答申し、国宝・重要文化財の指定を行っている。



4 統計資料

（1）兵庫県内の国指定の民俗文化財

種 別	現在指定数	新規指定	合計
重要有形民俗文化財	7	0	7
重要無形民俗文化財	7	1	8

※ 本県での重要無形民俗文化財指定は平成24年3月の「坂越の船祭」（赤穂市）以来で、但馬地方では、平成元年3月の「但馬久谷の菖蒲綱引き」（新温泉町）以来となります。

（2）兵庫県内の国登録の民俗文化財

種 別	現在指定数	新規指定	合計
登録有形民俗文化財	1	1	2

※ 本県での有形民俗文化財の登録は平成25年3月の「播州三木の鍛冶用具と製品（624点）」（三木市）以来で、阪神地区では初めてとなります。